

関係各位

## 大阪府共募※事務局情報※No.226

(2021.07.08)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

### 「令和3年7月大雨災害静岡県義援金」(静岡県共募)の募集について

#### 1 趣旨

令和3年7月1日からの大雨で熱海市伊豆山地区で発生した大規模な土石流災害に対して災害救助法が適用されたのを始め、静岡県内各地において甚大な被害が発生しました。

これを受けて静岡県共同募金会では、静岡県及び日本赤十字社静岡県支部との調整の上、この災害に被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

#### 2 義援金の名称

令和3年7月大雨災害静岡県義援金

#### 3 募集期間

令和3年7月8日(木)から令和3年10月29日(金)まで

#### 4 義援金の受け入れ口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00920-4-238696	しずおかけんきょうどうほきんれいわ3ねん7がつおおあめさいがいぎえんきん 静岡県共同募金令和3年7月大雨災害義援金

ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口での振込手数料は無料

※上記以外の金融機関からの振込やATM等を利用する場合、振込手数料がかかります。

※金融機関の振込金受領書等は、領収書の代わりとなり、「免税証明書」として寄付金控除申請の際にご利用いただけます。

#### 5 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、静岡県が設置する義援金募集・配分委員会において配分が決定され、被災市町を通して被災者へ配分されます。

#### 6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制上の優遇措置の対象となりますので確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱(別添)を添えてご提出ください。

なお、静岡県共同募金会発行の領収書が必要な場合は、「領収書発行依頼書」(静岡県

共同募金会ホームページからダウンロード) に必要事項を記入の上、ファックス又はメールにてお申し出ください。後日、領収書を送付します。

**【該当する税制優遇措置】**

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和3年7月8日から施行します。

9 問い合わせ先

社会福祉法人静岡県共同募金会

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町 1-70

T E L : 054-254-5212

F A X : 054-254-6400

メール : 22@shizuoka-akaihane.or.jp

## ※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

### 1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和3年7月大雨災害静岡県義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。  
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

### 2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和3年7月大雨災害静岡県義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

### 3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。